

しこれがもし、ほんの数百メートル西側を飛行していたら、積載重量35トンという当時の西側世界で最大の軍用ヘリが、原子炉を直撃していた。私たちは、ほんの秒単位のズレによる幸運で、想像を絶する惨劇を免れたのである。この項は航空機の項で主張している。

遂に起きた蒸気発生器細管の破断事故

原子炉への航空機墜落の恐怖から2年も経たない91年2月9日、関西電力美浜原発2号炉で、電力会社や被告らが「起きることはありえない」と主張していた「蒸気発生器の細管破断事故」が「現実に起きた」。

原告は、同年2月21日提出書面及び5月30日、10月3日提出書面で、本件2号炉と同形の原子炉で発生した今回の美浜原発の事故によって、被告が本件安全審査で確認したとする「異常状態の早期検知」、「安全保護装置や防護設備の信頼性の確保」のいずれも、事故防止に機能を果たさないことを実証した事を指摘、審査の誤りと許可処分の失当を主張した。また原告は、同事故のデータが十分に公開されていない事実や、事故データが記録されていないという電力会社の主張には疑問があることを指摘したが、その後の動燃の高速増殖炉事故や事故隠しが満天下に知られるに及んで、その可能性は益々濃くなつたと原告は考える（項31号証の1から同33号証の9）。

伊方原発における、蒸気発生器の損傷は、定期点検の度に発見されており、1号炉では84年3月の第4回定期点検から95年5月の第15回までに、実に11回にわたって損傷が発見され続けた（甲161号証、P234からP237）。

このため、四国電力は、原発の運転期間中は使用を前提として審査されていた蒸気発生器を（甲162号証）、取り替える事態に追い込まれ、被告は、審査の誤りを認める事なく、この取り替えを承認した。

この本件2号炉と完全に同じ物と被告も認める、1号炉の蒸気発生器の取り替えの現実は、蒸気発生器の健全性は確保される（被告準備書面三・P17からP18）とした、本件審査の誤りを、これ以上の証拠はない形で立証している。

そして、92年5月21日には、本件2号炉の第8回定期点検で、蒸気発生器細管の振れ止め金具部分の損傷が発生、更に、96年5月の第11回点検では、1号炉で発生し続いている「細管の管板部での応力腐食割れ」が発生していることが明らかになった（同161号証、P239）。2号炉の運命も1号炉となんら変わりはないことが誰の目にも明らかになっている。（次号に続く）

会計報告('99.2/1~2/28)

収入

会費	6,000
ニュース講読料	97,000
コピー代	3,920
計	106,920
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,050
振替手数料	770
計	32,670
差引	74,250
積立金合計	2,024,257

伊方訴訟ニュース

第307号

1999年3月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 TEL530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

科技庁主催「地震・活断層セミナー」

伊方原発沖活断層について 四国電力音波探査図面の紹介だけ

放射能を憂慮する市民の会

垂水栄子

2月23日、科技庁主催の第四回地震・活断層セミナーが松山のホテルで開催された。

96年度から全国で順次開催され、愛媛では初のセミナーをこの時期に行うのは、結審の近い伊方訴訟に向けてのパフォーマンスのようにも思える。

「愛媛県とその周辺の地震活動の特徴と防災」と題した講義は、午前10時から昼食をはさんで午後5時までの長時間にもかかわらず、当初300名とされていた定員を大幅に上回る五百余名が参加していた。動員されたと思われる背広姿も多かったが主婦や高年者層も多く、阪神大震災以後の地震に対する市民の関心の高さを物語っていた。

講師は科技庁地震調査研究センター長ら四人で、地震の基礎知識や強振動の予測、防災と行政など、各人が約1時間講演した中で、「愛媛の活断層と防災」についての愛媛大学教授の講演は、伊方沖のA級活断層をどのように解説するか注目されたが、陸域部の10以上の断層の説明に続いて伊予灘にも活断層が存在すると述べるにとどまった。

無論、この断層がほぼ二千年ごとに大規模地震を起こし、前回の地震から二千年たって

いることから、備蓄されたエネルギーが非常に大きく、危険度は現実的なものであることは参加者に知らされはしない。愛媛県のどこが危険なのか知りたいという一般参加者の思いは叶わぬまま、防災についてのアンケート結果を発表するなど、全く当たり障りのない話で終わった。

挙手をして、伊予灘活断層について質問すると、四電の音波探査図を出して説明されたのには思わず目を疑った。その図面は、伊方訴訟の証言席で垣見俊弘氏が「不適当だった」と認めた不明瞭なもので、「探査不適当」と愛媛新聞でも大きく報道されていたものだったからである。

高知大学の岡村教授は「愛媛県は今後発生が予想される内陸型直下地震に対して、日本でも最も危険度の大きな地域」と警告されている。愛媛の活断層について正確で詳細な情報を統括できる立場の地元の学者こそ、主体的な意志を持って事実を発表し、大災害の予防に役立てるべきだと思う。しかし、それには精神の自由と人間性が必要なのだろう。

長時間熱心に受講した市民一人一人の願い一生懸命を、家族を、財産を守りたい—という

個の観点を、次世代にわたる国土全体の防災の観点につなぎ、広げいくことの困難さと大切さを感じた一日だった。

通産省

伊方原発に二つの許可

原発の監督官庁の通産省は、原子力安全委員会のOKも得たということで、1月26日に次の二つの改造計画を実施することを四国電力に許可した。

①3号炉の「使用済燃料貯蔵プール」に、予定の2倍以上の燃料を詰め込む準備

②1号炉の原子炉の蓋の取り替え

これらの改造は、すでに、関西電力の先行炉には許可済みのもの。そのいずれもが、行き当たりばったりの原発政策のしわ寄せ策。

①が必要な理由は：現在のままでは、1、2号機から出てくる使用済燃料も、最大の容積の3号炉のプールに貯蔵しても、4～5年のうちに、全部のプールが満杯になり、3機の原発全部を止めねばならないことになってしまふから。

燃料から出てくる放射能の熱を取り除くために、プールの水を循環させて絶えず冷却している。だから、プールに使用済燃料を入れれば入れるほど、地震などで冷却が出来なくなったら、プールの温度が、より早く上昇し、その状態が長く続ければ、プールの水が干上がってしまい、最悪の場合には使用済燃料棒が溶融、大災害となる危険がある。

現に、3号炉と同じ大きさのプールで、まだ詰め合せしていない関西電力高浜原発3号機で、昨年12月、定期点検中に、配線と作業員の両方のミスが重なってプールの冷却が約10分間停止している間に、普通は45℃

程度に保たれているプールの温度が10度も上昇するというトラブルが発生している。

②が必要な理由は：フランスの原発で数年前から、原子炉の蓋に差し込まれていて、制御棒がその中を上下する配管と、蓋との溶接部に、老朽化のためにヒビ割れができていることが見つかった。それで、まず関西電力で原発を調べたが、発表では、「ヒビ割れはなかった」と、「念のために」蓋を取り替える、ということで、これまでに順番に取り替えられてきている。伊方でも、それに倣って実施する。

ところが、関西電力で取り替え一番手となつた大飯2号機で、1月29日に、交換した蓋を取り付けて試運転を始めたところ、何本かの制御棒がスルスルと落下する予想外のトラブルが発生。あわてた関西電力では、原因が分からぬために、大飯1号機で予定していた蓋の取り替え作業を延期している。

関西電力の後を追つて実施される伊方原発での二つの作業に対しても、周辺住民の厳重な監視が必要であろう。

原告準備書面

1999年1月22日提出

(その1)

はじめに

原告は、これまでに提出した書面で、本件伊方2号炉の安全審査が何ら具体的な根拠のないズサンな審査しか行われておらず、そうしたデタラメな審査に基づいた許可処分は誤つており、取り消されるべきであることを主張してきた。

その原告主張の根拠の中で、本件2号炉で発生した事故、及び隣接する1号炉、3号炉

での事故、また同型の原子炉での事故は、被告らも関連性を否定できないものであり、本件の争点として、原告の主張を裏付ける明瞭な証拠である。

そうした点から、原告は、これまでに本件2号炉などにかかる事故について、主張と証拠を提出している。

本書面は、これまでの本件2号炉及び同1号炉、3号炉、同型の原子炉で発生した主な事故について、その概略的内容と経過、問題点、及び地域住民と関連機関の対応などを示して、現実に発生した事故が、何よりも、本件安全審査の誤りと、許可処分の失当を実証していることを主張する。

伊方原発で相次いだ事故とTMI事故は機器の健全性を確認したとする審査の誤りを証明した

原告は、先ず訴状において、圧力容器、蒸気発生器、核燃料棒などの健全性が審査で確認されていないと指摘、主張した（訴状P21からP28）。

次いで、1979年10月29日原告提出書面で、同年3月28日に米国ペンシルバニア州のスリーマイル島原発2号炉（TMIと略）で発生した、核燃料の溶融、莫大な放射能の外部放出事故について、同様な事故の発生について本件審査では審査されていないことを指摘すると共に、1976年から79年にかけて伊方原発1号炉で相次いで発生した、核燃料棒の装荷失敗、試運転中の蒸気噴出事故、一次冷却系ポンプからの強い放射能をおびた冷却水漏れという重大事故の発生、従業員の被ばく、制御棒の支持ピンなどが損傷する、という相次いだ事故の発生を指摘して、

本件審査が根本的に誤っていると主張した（同書面P23からP30）。

更に、83年2月4日原告提出書面で、核燃料棒の事故を含め、先に示した各事故の証拠を示して（甲1号証の1の1から同13）、より具体的に審査の誤りを明らかにした上で「本件原子炉で使用される燃料棒は原子炉運転中にその健全性が保証されているどころか、同型の先行炉で現実に燃料棒破損事故が頻繁に起きている。また事故が発生した際には、燃料棒が自分自身で崩壊や溶融を防げないという本質的な欠陥を、他の手段で完全に克服できるということも実証されていないし、現にTMI事故では核燃料棒など炉心の崩壊、溶融が現実のものになっている。それにもかかわらず、燃料棒の健全性は保証されていて安全であると判断した安全審査の誤りは明白である」と主張した（同書面・結論）。

そして、同年9月16日原告提出書面では、同年5月9日、本件2号炉で発生したターピン軸の異常振動と運転停止、更に、運転再開4日後の6月6日の一次系の放射能濃度の上昇という事故を示して「原発の安全性を実証的な運転実績や経験によって積み上げることを行わずに、一時的な経済性のみを求めて、一挙に実用化、規模拡大へと突っ走った被告の非科学的、反社会的な暴走の結果が、今日、各原発の現場で吹き出しているのである」と主張した。

同年12月9日原告提出書面で、TMI事故の災害結果に比べて、本件安全審査の災害評価が著しく少なく、そうした極端に現実の事故結果より過小な想定による災害評価は意味がないと共に、そうした結果をもたらしたのは被告が、「炉心溶融」を災害評価で想定

していなかったことによるものであることを、被告の主張を示して指摘した（被告書面五のP六）。また、同日提出した原発黒書のP47からP54までに、81年までに発生した世界の原発での事故と日本の原発での主な事故について示した。

その後、84年2月27日、本件原発からわずか30キロたらずの海上に自衛隊機が墜落する事故が発生、同事故より以前にも合わせて12回にも及ぶ、自衛隊機や米軍機による墜落事故や不時着事故等が、愛媛県や四国周辺で相次いで発生している事実も指摘した。これらは航空機関連の主張で行っている。

原告は、この後、本件原発周辺の海域で発生した魚介類の大量死についても書面を提出、被告の審査の誤りを指摘した。続いて、地震、地盤に関する書面も提出した。

世界被ばくをもたらしたチェルノブイリ原発事故で、原発と人類は共存できないことを人々が知った

そうした中で、86年4月26日、旧ソ連のチェルノブイリ原発第四号炉で、原子炉の爆発という、あってはならない大事故が起きてしまったのである。爆発で吹き上げられた放射能は、ロシアやソ連全土にとどまらず、ヨーロッパ全体に及び、8千キロ離れた日本にも舞いちらり、なんと、中国の核実験より十倍も高い放射能を日本全土に降り注いだのである。被告は、旧ソ連当時の事故報告のみをもとにした原子力安全委員会の事故報告書を証拠に、同事故が本件2号炉審査と関係ないと主張している（被告書面二三）。

しかし、現実には、同事故の実態はいまだに不明な点も多く、確定的な事は誰も分から

ないのが実態である。昨年原告提出の甲140号証で、そうした点の指摘と共に、今は消えてしまい模様替えてしまっている、動燃の若林利男炉心技術開発室長が「チェルノブイリと日本の原子炉（軽水炉）はタイプは違うが、水蒸気爆発などで原子炉が壊れる過程に大差はない。事故を分析して学ぶことが原発の安全を考える上で重要だ」と指摘していることを、被告は真剣に受け止めなければならない。

また、その被害状況についても、旧ソ連報告書の牧歌的予想をはるかにしのぐ悲惨な状況が続き、増加の一歩をたどっている。ウクライナだけでも事故後10年間で、事故の影響で14万8千人の人々が死亡しており（甲147号証・P32下段）旧ソ連共産党の事故処理グループの機密文書では「被害は何百万人」と指摘していたのだ（同P34下段）。

チェルノブイリ事故対策会議で、伊方3号炉の増設答申を決めた原子力委員会

ここで、指摘しておかねばならないのは、同事故が発生したことが分かった直後の動燃4月30日、被告らの諮問機関である原子力委員会は、ソ連原発対策委員会を開いたが、なんとこの場で、伊方3号炉の増設申請を「妥当」として決定し、翌日、通産大臣に「申請は妥当」と答申したのである（甲15号証の20）。

ソ連原発事故の事故原因も不明で、原子炉の溶融事故と、千キロ離れたスエーデンで放射能が検出される未曾有の大事故だということだけが分かっていた時にである。そして被告もいとも簡単に許可処分を行った。

この事実だけをみても、被告らに原子力の

安全性を委ねることの恐ろしさと誤りが明らかになっている。もんじゅの事故と事故隠し（甲111号証、同150号証、同151号証）、東海再処理工場の爆発事故（甲152号証から同159号証）の一連の事態の発生で、遂に動燃組織そのものが解体されてしまった現在の事態（甲160号証）が、明白にそのことを証明している。

2号炉の出力調整実験の暴挙に全国から怒りの抗議殺到

この後、87年1月13日に、九州電力玄海原発1号炉の非常用炉心冷却装置の余熱除去ポンプの主軸の折損事故を指摘した書面を提出（甲17号証）、更に、同年3月13日に、本件2号炉の核燃料集合体を保持する金具の折損事故とターピン翼にヒビ割れが発生する事故が明らかになったことを指摘する書面を提出した（甲19号証）。

こうした折もあり、同年末から88年2月にかけ、本件2号炉を利用して、原子炉の出力をストップ並に、いとも簡単に上げ下げしようという破天荒で無謀極まる実験が強行された。この暴挙に対しては、原告のみならず、全国の人々から怒りと不安の声が挙がり、四国電力本社を5千人を越える人々が取り囲み抗議した。また、通産省に対しても全国から2万人を越える人々が抗議行動に立ち上がった。原告は同年2月26日提出書面で、同実験が原子力基本法と原子炉規制法の違反であることを指摘主張した（甲21号証の1から同22まで）。

この国民の怒りに腰を抜かした被告や電力会社は、今まで、公の形では今回のような短時間での原子炉の出力調整に踏み切れない

ままになっている。国民が黙っていたままでは、被告らはどんな無謀で危険なことも、平気でやってのけるのである。

そして、同年3月9日、伊方1号炉の制御棒の被覆管全てが磨耗、膨張していることが分かった。制御棒集合体29体の内、12体は变形がひどく、交換しなければならない状態にまでなっていた。しかし、本件審査では、こうした制御棒の磨耗や膨張については審査していないことを、同年5月25日提出の書面で指摘、審査の誤りを主張した（甲22号証1の1から同5）。

88年6月20日、本件2号炉の一次冷却系のポンプ変流翼の取り付けボルト48本の内、21本にヒビ割れが発生している事実が明らかになった。四国電力はボルト交換でこと足れりとして、1号については、運転停止しての点検をせず、次の定期点検まで運転を強行するとした。これに対して、原告は89年1月6日に、福島第二原発3号炉で、再循環ポンプの異常振動で運転停止した事故が、数年前から事前に同ポンプの軸受けの部品にヒビ割れが発生する事故が発生していたのに、対策を立てないまま同原発の運転を強行し続けていたために、部品が壊れ、ついには、壊れた破片が原子炉の内部にまで入りこむという、炉心溶融の可能性もあった、海外でも例のない、大事故に至ったことを示し、こうした点についても審査していない本件審査の誤りを指摘主張した（甲26号証の1から同10）。

この変流翼ボルト事故が明らかになった、わずか5日後の同年6月25日、本件2号炉から1キロ足らずの所に米軍のヘリコプターが激突墜落、乗員7人は全員死亡した。しか